

往来物作者の自筆手本巻

—筆工の文化的階層をめぐる—

母利司朗

はじめに

近世に出版された版本、とくに元禄ころまでの版本には、その出版工程の一段階にすぎない版下写本の作成に携わった筆工の名が記されることは稀であった。

その例外の一つは、版本が、版下の筆跡を公開する目的で作られた場合である。建部伝内、大橋重政、松花堂昭乗、平野仲安、といった当時の名筆たちの筆跡は、その筆跡が模刻出版されることによって広く世に流布した。山口恭子氏の「印刷による書の再生—『本朝名公墨宝』の刊行について」（楠元六男氏編『江戸文学からの架橋』平成二十一年刊）は、近世出版におけるそのような出版物の初期の姿を解き明かしたものである。しかしこのような場合は、彼らの書家としての筆跡そのものの公開が目的だったのであり、本の内容の公開が目的である通常の版本の場合とは異なる。

その意味で、近世前期の出版に関わったごく普通の筆工で、しかもその名が版本に記された例外は武藤西察くらいであろう。彼は、

『新撰庭訓抄』万治二年 松長伊右衛門刊 「武藤氏写」。

『尺素往来』寛文八年 石田治兵衛刊 「武藤某筆」。

『江戸往来』寛文九年 刊行者不明 「武藤氏書」。

『尊円和漢朗詠集』寛文十二年 福森兵左衛門刊 「武藤書之」。

『御成敗式目』延宝二年 井筒屋六兵衛刊 「武藤書」。

『同』延宝九年 本屋八兵衛刊 「武藤書」。

といった周知の往来物版本の版下を書いただけではなく、

『知古往来』万治三年 秋田屋平左衛門刊 「生産東海尾陽武藤氏書」。

『女筆往来』寛文元年 秋田屋平左衛門刊 「たけさと書」。

『大和往来』寛文九年 河村利兵衛刊 「武藤氏自作自書」。

『四季文章』寛文十一年 菊屋七郎兵衛刊（後印）「武藤某書」。

などの手本をオリジナルに創案し、出版していた。くわえて重要な点

は、

『はなひ草大全』寛文四年 川野角丞刊 「執筆武藤氏」。

『百八町記』同年 中野道伴刊 「武藤氏西察書之」。

『黒谷法然上人一代記』寛文六年 水田甚左衛門尉刊 「執筆武藤西察」。

『徒然草新註』寛文七年 中野市右衛門尉刊 「執筆武藤西察」。

『うすゆき物語』延宝八年 刊行者不明 「武藤氏書写之西察」。

という往来物以外の版本の版下を、明らかに、筆工として職人的に請け負っていることである。一覧を見てわかるように、女童を対象とした往来物手本には、多くたんに「武藤」と署名があるだけなのをたいし、成人を読者層とする高僧伝や娯楽の読み物草子にはすべて「武藤西察」というフルネームの署名がある。

一般に、挿絵や本文の版下請負者はあくまで黒子であり、商品としての版本の販売にその名を明記した方がメリットがある場合にのみ黒子は頭巾を脱ぐ。挿絵における師宣はその典型的な例であったが、本版下を請け負った武藤西察の書が、当時師宣に匹敵する名声を備えていたとはとても思えない。むしろ武藤西察の側にこそ名前を明記することによって得るメリットがあったと考えるべきであり、おそらくは当時浪人中であつたと思われる西察が、能書売り物にして、右筆職等への登用を目論んでのアピールであつた可能性が高い。

しかしこの西察をはじめとして、往来物手本を自作し出版した書家の出自は、多くが皆目わからない。おそらくは、「むかし、中国長田の城のゆうひつ、鳥飼吉郎左衛門」(『一夜船』巻四の二「八百八品のうき世小路」)と書き始められるような諸藩の右筆の致仕した後の姿ではなかったか、と思われるが、これも憶測の域を出ない。

当然といえば当然かもしれないが、彼らの自筆になる肉筆手本は、版本になった手本があるにもかかわらず、まったくといってよいほど残されていない。これはたまたま寡聞にして伝存を聞かない、あるいは

は散逸してしまった、ということなのかもしれないが、彼らが建部伝内や松花堂昭乗といった当時の名筆たちとは異なる類の、いわば労働者的、実務的な「書家」であつたことに鑑みれば、実際に手本を誂えられるということ自体があまりなかったことによるのかもしれない。

二

そのような中で、近世の前期に実務的に出版に関わっていた可能性のある隠岐置散子という書家の肉筆手本が目にはいった。

置散子という書家については、先に、拙稿「近世前期江戸版の本文版下」(注1)の中で、江戸版の版下作成に関わっていた可能性のある書家として簡単に触れたことがある。延宝年間のごくわずかな期間に、

- ① 『書札手本(尊円流)』延宝五年 吉田屋喜左衛門刊。
- ② 『四季仮名往来』延宝六年 井筒屋三右衛門刊。
- ③ 『今川状』延宝頃 刊行者不明(注2)。
- ④ 『富士野往来』延宝七年 本屋(井筒屋)三右衛門刊(注3)。
- ⑤ 『今川準書』同年 本問屋(山形屋か)刊。
- ⑥ 『小田原状』延宝八年 刊行者不明。

といった往来物手本を染筆出版した、尊純法親王の書流につらなるいわゆる御家流の書家である。

その伝についての詳細はわかっていないが、当時室町幕府の書札札を伝えて重んじられていた幕府右筆曾我家あるいは久保家の近くにいた人物であり、具体的には幕府右筆の久保正永と交際のあつた、隠岐

伝左衛門（置散子と号す）と名乗る者であったことなどが推察される。
この置散子筆の新出二本として、近年、小泉吉永氏が、『今川準書』
（題簽）という版本を発見された。

〔書誌〕

『今川準書』 小泉吉永氏蔵。大本一冊。題簽「今川準書」。内題「便
幼君手学之手本制詞之条々」。刊記「延宝七年孟春日 通油町 本問
屋開版」。(図版1・2)

所蔵者の小泉氏は、その紹介にあたって、「本問屋」を吉田屋喜左
衛門と推定されておられる（注3）。しかし本屋名の上には、鶴では
なく入山型の間印が刻まれており、おそらくは「山形屋」などという
屋号を想定すべきであろう。林美一氏の紹介された師宣絵本『まくら
絵大全』（『艷本研究 師宣』）には、

天和二歳戊弥生上旬 大和画師 菱川師宣

通油町本問屋 山形屋版

という刊記が記されており、『江戸図鑑綱目』（元禄二年刊）の「地本
屋」に、

同町（通油町）

同断（浄瑠璃本） 山形形市郎左衛門

とあるのが、この「本問屋」と考えられる。

本書『今川準書』の書名は、上方系の出版書籍目録にはその名が見
いだせず、江戸の地での最初の出版目録『書籍目録大全』（天和元年・
山田喜兵衛刊）にのみ載せられている。従来伝存の知られていなかっ
たものであり、置散子の手本として新たに加えられたものである。

図1 小泉吉永氏蔵

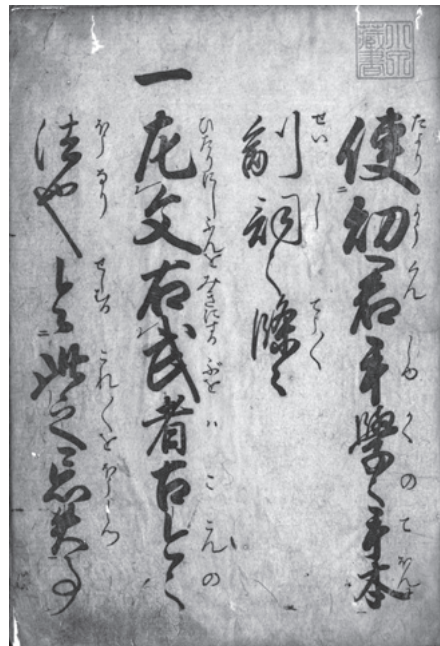
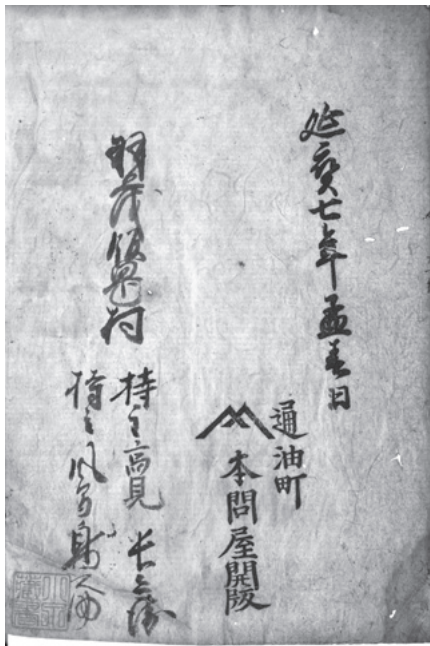


図2 同



卷末には「投閑堂隱岐置散子」という署名があり、置散子の氏が隱岐であること、投閑堂という別号のあること、が新たに判明した。投閑堂や置散子の号は、韓愈の「進学解」に「閑ニ投ジ散ニ置カル」とあるところから採った号であろう。

ところがこの発見と時期的に相前後して、この『今川準書』の自筆手本と思われる巻子本（縦三一・八センチ、横七七五センチ。草花文様雲母引きの色変わり料紙。）が出現した（母利藏）。自筆手本巻には『今川準書』の本文のあとに、版本にはない、

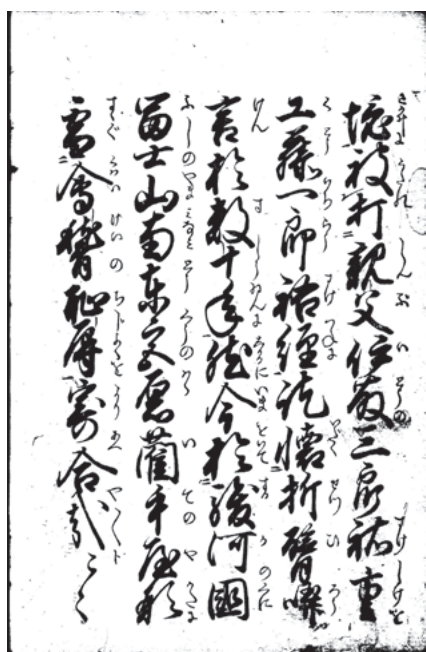
御札拝見仕候。□□愚庭之梅花紅白交枝色香最深之時節候。早々以光臨一折興行候は、尤本望候。兼又先日所御覽候驚懸御意候哉。

雖下品候一籠令進候也。御所持之逸物申請度候。心緒期後□□之時候。恐惶謹言。

という書簡手本が同筆で添えられているが、内容的に関連性は認められない。新出の手本巻の書体は、一見、版本のそれと異なっているようにも見えるが、漢字主体の往來物版本『富士野往來』の書体（図3）と近似しており、置散子の自筆手本と見てまちがいないであろう。両者の間の本文は、自筆手本巻に一切読みかかなの無いことを除けば、一部に漢字・かなの相違がある程度である。

奥書の「右一卷準今川了俊遺書撰之而幼君献手本者也」にいう「撰」は、「撰述」（『字彙』）すなわち著すことであり、本書の内容自体を考案し、幼い主君の手習い手本として献上した者が置散子、ということの意味する。すなわち、幼君に献上したという『今川準書』の原本がこれに相当する。近世前期に作られ出版されたオリジナルの往來物

図3



は数え切れないほどあるが、その中で、著者自らの筆跡を伝える原本の伝存している例が他にあることを寡聞にして聞かない。

『今川状』は、今川貞世（法名了俊）が養子仲秋（実は弟。国泰）に対して政道の在り方を説いたものであるが、本書は、その『今川状』に則り幼い主君のための政道を説きながら同時に手習いの手本として供えたものであるという。武家社会においてそのようなことができるのは、あるいは職務としておこなっているのは、右筆しかいない。拙稿において、幕府右筆の久保正永と交際のある江戸に飯寓の書家、想像をたくましくすれば、某藩右筆崩れの浪人者、というあたりが置散子の正体なのではなからうか、と推察したゆえんである。

本書の出現は、置散子という者がどのような階層に属する者であるのかを考える手がかりになるだけでなく、当時このような往來物を

執筆していた主要な層がどのような層であるのかを示唆する貴重な資料と位置付けてよいのではないか。よって、本稿では全文に読みかたのある版本を訓点に従って書き下し文に改めた上で翻刻し紹介する（煩雑を避けるため読みかたは省略）。ついで置散子の筆跡の一面を窺う資料として、架蔵の置散子自筆手本巻の影印も添えたい。

【版本翻刻】（読みかたは省略し、本文は訓点に従って書き下した）

幼君手学之手本に便り制詞之條々

- 一 一文を左にし武を右にするは古今之法也。此之忘失せしむる事。
- 一 寸陰を惜しむべきことを知らず、困碁・雙六・遊獵等を事とし、老衰に逮んで先非を悔ゆる事。
- 一 公用を疎かにし私用を重んじ勤仕に怠る事。
- 一 私之諍論に主人之厚恩を忘れ身を亡す事。
- 一 臣下の忠不忠を知りながら、賞罰を行はざる事。
- 一 家僕数年の忠功を忘れ、老て後少の非に扶助を放つ事。
- 一 五刑之属三千にして不孝之罪より大なるはなし。然るに其者を以て昵近せしむる事。
- 一 民を貧り、家宅之営作、衣裳之科、分限を忘れて美麗を好む事。
- 一 知行所務清廉の沙汰を致さず、非法を以て領知亡所に致さしむる事。
- 一 古より附来國中散在之寺社領、新法を以て之を取放つ事。
- 一 称宜・神主・僧家之訴へに任せ、新儀之寺社建立せしむる事。
- 一 道路駅馬舟梁等断絶、往還停滞致さしむる事。

- 一 徒堂を結び或ひハ荷擔或ひは妨を成す事。
- 一 主君の威光を以て驕奢の振廻を専らとし、他人の理を失し、己の雑知に迷ふ事。
- 一 臣下の賢愚・佞奸・勇臆を見知ること能はず、暗々と月日を送る事。
- 一 賢臣の諫を用ひず、雅意を立てしむる事。
- 一 血氣之勇を好んで人相他人に異なる事。
- 一 科之軽重を正さず、鼠兎之沙汰と為て小科輩斬罪せしめ、大科之輩助命に立置く事。

- 一 己が心に応ぜざる客來の則に、病氣故障と称し、対面を遂げざる事。

- 一 酒宴・遊興・女色に耽り、家業を忘却せしむる事。
- 一 鳥獸を養ひ苦しめ耳目を悦ばしむる事。
- 一 常に死を忘る、者は死を潔くせず、戰場に於て勇無き事。
- 一 軍法を背く者、親疎を論ぜず、忽ち罰を加ふべき儀、人に依て宥免せしむる事。

右此條々常に心を附らるべし。夫日域ハ武国也。をだやかなる代に猶乱を忘るべからず。兵を號して凶器と為す、已むことを得ずして之を用ゆるの法也。しかれば軍役の人積並旗旌・弓鉄砲・甲冑・馬・皆具・諸兵具等、節に臨んで事闕かざるやうに常々嗜べき儀を、私宅の営作・美食・女色をのミ事とし、健士並兵器を持たず、所領を徒になす事、天罰遁べからず。

第一武士の嗜べき事学問なくては成べからず。生つきかしこき人も

「学文なくてハ本理闇者也。行住座臥に忠孝を忘れず、礼を厚し、義を専とし、武芸にあそび、風俗悠悠々として世智にかしこからず、民をあられみ、士を撫育し、武功ある人を愛敬し、善人を好むであしき者を遠ざくれば、国家の風俗をのづから能成もの也。然といへども、さのみ人を撰び捨べからず。是天下国家の利器とす。誠に智恵大なるものは、天下を治ても不足なく、小智の人は一国一城も治りかぬるもの也。生付才智ある人も琢かざれば正智の光出でず。雑智に慢じ驕たかぶりて琢磨の心ざしなき大将は皆数代もち來たる国を失ひ家を亡事眼前也。不孝不忠の輩は義理をしらず。命は義によつて軽し。義をしらざるもの武士の道をしらんや。是臆病の張本たるべし。罪科かるからず。

大将たらん人は人をよく知事第一也。古今の名將皆よく人を知り給へり。諸人の賢愚・佞奸・勇臆を知給はん事品々多しといへども、先言と行と合とあはざるとのふたつにて大形しるゝもの也。いか程名言佳句をいふとも、行に邪あらバ佞奸の人としるべし。口に諂の詞なく行に私欲なきハよきものぞと知り給ふべき也。

惣て国家を治むべき人にハ後見といふものなくてハあるべからず。此人の職掌、常に主君の非を諫、国家之大事を評し、切磋琢磨の便と成るべき也。其後見と成べき器量ハ、第一私欲利欲もなく、第二義理をよく知り、第三武勇を嗜、第四智謀深く、第五驕意なく、第六仁心厚ものを撰て、よしミを深くし、威のあるやうにして、家老の外に一人立置給ふべし。また彼後見の人に諸事を任せぬる時は、業多成てあやまりも自然に出来、威もまた軽なるもの也。

右此六つの心根さへ有人ならば、恩賞を厚し威を強して、奢ぬやう

に誠しめ、唯おもおもしろくつかふべし。不具の生付其外すこし惡所をバとがむべからず。

人は心の善惡を撰で容をえらまずとこそ申伝侍れ。先我心の善惡を知給ふべきにハ、貴賤したひ來るを善とおもふべし。又招とも諸人疎て出入輩なきときは、己が心行正しからざると知るべきよし、了俊の先言誠に可なる哉。慎まずんばあるべからず。

国主・城主・庶人に至るまで人を召仕ふに、心得、慈悲を専とし、賞を厚し罰をうすくすべし。それいかんとなれば、惡を罰せむと思ふに尽る事あるべからず。善をすゝめば惡はをのづから退くべし。惣て人の数多めしつかひ給ふ心操、日月の草木国土を照し給ふごとく、近習・外様によらず、恵あまねく、それぞれの勞にしたがひ恩賞あるべし。

又朋友のまじハりは信を以て昵ぶべし。兄弟は愛敬に止り、夫婦別あり。夫父母の行ひ、其子たる人見習ふものなれば、昼夜心を尽し、誠を本としそだつべき事也。孟母が三遷理なる哉。父子の義、親たるもの慈愛を尽、子たるもの孝に止べし。身体髮膚之を父母に受けたり。敢へて毀やぶひざるを孝の始とす也。身を立て、道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母を顕すを孝の終とす。夫孝ハ親に事まつるに始り、君に事まつるを中ごろとし、身を立つるに終るとこそ侍れ。君臣之礼、君としてハ仁に止まり、臣と為てハ敬に止まり、夙起き夜に寝て忠功を励し、広く學んで人に施し、世々の鏡とも成給べき覚悟専一也。此旨御子孫に伝へ謹慎せらるべき者也。依如件。

右一卷準今川了俊遺書撰之而予幼君獻手本者也。

投閑堂隱岐置散子

一丑刻之角二十夏矣於
 一愚者後年志也者後
 一原不昭然志亦大者後
 亡之也
 一故之論論也
 一陳云用宜於用宜論也
 先地事
 一雙六遊撰等速充奏地
 一不知可憐寸地宜固志
 一全之也失也
 一虎文成者合宜也
 一多也者
 便知者不學之
 介川集

一丑刻之角二十夏矣於
 一者不賢也後年志也
 一在也者
 一原不昭然志亦大者後
 一故之論論也
 一陳云用宜於用宜論也
 先地事
 一雙六遊撰等速充奏地
 一不知可憐寸地宜固志
 一全之也失也
 一虎文成者合宜也
 一多也者
 便知者不學之
 介川集

【自筆手本卷影印】

一、不賢不愚、高行、忠信、
 能、鬼、能、吃、之、月、自、分、
 一、賢、良、不、用、練、金、三、雖、之、
 一、好、風、氣、之、雷、人、培、吳、火、
 一、不、正、科、恒、量、為、敬、有、之、
 一、少、神、事、會、將、難、大、科、
 一、之、事、三、三、難、事、
 一、一、心、應、已、心、香、來、則、林、福、
 一、私、私、傳、之、逐、劫、會、
 一、沈、流、弟、弟、出、身、之、長、
 一、知、之、事、
 一、發、者、身、覺、愧、悔、自、事、
 一、忌、年、能、者、不、之、聖、也、
 一、世、當、之、事、
 一、如、家、長、務、之、金、家、之、
 一、一、百、軍、法、者、不、福、觀、疎、也、

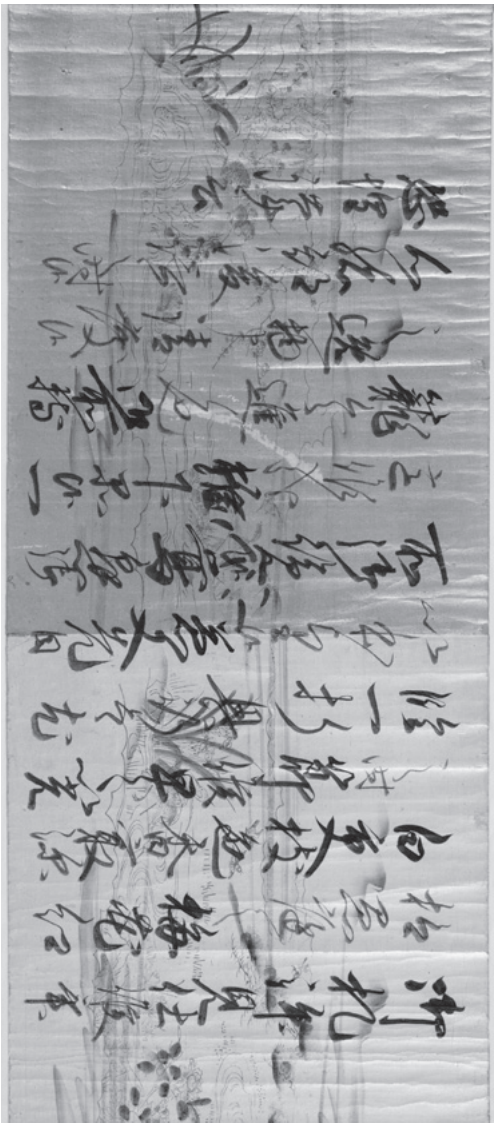
一、百、軍、法、者、不、福、觀、疎、也、
 一、如、家、長、務、之、金、家、之、
 一、世、當、之、事、
 一、發、者、身、覺、愧、悔、自、事、
 一、忌、年、能、者、不、之、聖、也、
 一、世、當、之、事、
 一、如、家、長、務、之、金、家、之、
 一、一、百、軍、法、者、不、福、觀、疎、也、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、
二十一、
二十二、
二十三、
二十四、
二十五、
二十六、
二十七、
二十八、
二十九、
三十、
三十一、
三十二、
三十三、
三十四、
三十五、
三十六、
三十七、
三十八、
三十九、
四十、
四十一、
四十二、
四十三、
四十四、
四十五、
四十六、
四十七、
四十八、
四十九、
五十、
五十一、
五十二、
五十三、
五十四、
五十五、
五十六、
五十七、
五十八、
五十九、
六十、
六十一、
六十二、
六十三、
六十四、
六十五、
六十六、
六十七、
六十八、
六十九、
七十、
七十一、
七十二、
七十三、
七十四、
七十五、
七十六、
七十七、
七十八、
七十九、
八十、
八十一、
八十二、
八十三、
八十四、
八十五、
八十六、
八十七、
八十八、
八十九、
九十、
九十一、
九十二、
九十三、
九十四、
九十五、
九十六、
九十七、
九十八、
九十九、
一百、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、
二十一、
二十二、
二十三、
二十四、
二十五、
二十六、
二十七、
二十八、
二十九、
三十、
三十一、
三十二、
三十三、
三十四、
三十五、
三十六、
三十七、
三十八、
三十九、
四十、
四十一、
四十二、
四十三、
四十四、
四十五、
四十六、
四十七、
四十八、
四十九、
五十、
五十一、
五十二、
五十三、
五十四、
五十五、
五十六、
五十七、
五十八、
五十九、
六十、
六十一、
六十二、
六十三、
六十四、
六十五、
六十六、
六十七、
六十八、
六十九、
七十、
七十一、
七十二、
七十三、
七十四、
七十五、
七十六、
七十七、
七十八、
七十九、
八十、
八十一、
八十二、
八十三、
八十四、
八十五、
八十六、
八十七、
八十八、
八十九、
九十、
九十一、
九十二、
九十三、
九十四、
九十五、
九十六、
九十七、
九十八、
九十九、
一百、

此世五身以遊揚後
 交之母不致毀傷後
 存止息一印體然空
 重成中一中心之
 擇其方義報及母子
 與子交遊盡母之連
 乙妻城中之行
 甲子之遊盡母之連
 母以心之義報見
 故上止一交
 信而不疑一果來光
 生息一交
 一若一之
 板子之義報見
 以照一消一在消外
 後一採日月身未顯出
 西之興一消一在消外
 一若一之
 如子之義報見
 一若一之
 如子之義報見

敬年本者之
 遺者擬之不知若
 右一卷海外別行後
 慎着起終中
 此世有傳母子孫三致護
 流一之教給及光一
 勉而四廣子母
 為居止報起風獲灰
 止仁
 於五身一
 世以父母之義報見
 如子之義報見
 世以父母之義報見



【注】

- (1) 『京都府立大学学術報告 人文』第六十四号 平成二十四年刊。
- (2) 享保十五年大坂中屋休次郎刊『御家流』花幼往来』に合綴。
本来は単行版。

- (3) 往来物倶楽部「新発見の往来物」NEW274
http://www.bekkoame.ne.jp/ha/a_r/sinhakken_271-275.htm

【付記】

本稿は、平成二十五年年度日本学術振興会科学研究費補助金課題研究「近世前期出版における筆工の文化的階層に関する基礎的研究」（基盤研究C・23520334）による研究成果の一部である。図版は、所蔵者を示したものの以外は母利蔵本からのものである。翻刻および写真の掲載を許可された小泉吉永氏にお礼申し上げます。

(二〇一四年九月二十日受理)

(もり しろろ 文学部日本・中国文学科教授)